質 問 第 一 号 昭和三十二年一月二十九日提出

自作農維持に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十二年一月二十九日

提出者 古 島 義 英

議院議長益谷秀次殿

衆

\_

## 自作農維持に関する質問主意書

政 府 は 自 作 農 維 持 12 関 L 自 作 地 を な るべ < 手 離すことなく、 耕 作 者 が 貧 困 そ  $\mathcal{O}$ 他 耕 作 地 を 手

離 なさ なけ れ ば ならな ζ, よう な悪条 件 に か か つ た場合 にはそ の悪条 件 排 除  $\mathcal{O}$ た 8 極 力 援 助 す るこ

とは もち Ś  $\lambda$ 出 来る限 り農地 を保 有 L えらるるよう努め なけれ ば なら な 政 府 が 自 5 小 作農

12 売 ŋ 渡 L た土 地 を、 財閥 の手 先きとなり 該土 地を取 り上げ 財 閥  $\mathcal{O}$ 私 用 に供 せ L め るごとき行

動は厳に慎しまなければならない。

政 府 は、 自 作 農 維 持 に 1 か な る 根 本 対 策 を 有 Ĺ 7 か な る方策 を講じ つ つ あ る か、 具体 的 且

つ率直に承りたい。

自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 は 1 わ ゆ る農地 解 放 と称 零 細 なる金をも つて 地 主 農民 ょ り 買 収

これを小作農民に売渡した。 これひとえに小作農民を保護するための農 地 0) 革命で、 地 主 の転

代 ば た。 落 自 金 作 な を ま 5 犠 地 L で を な 牲 か 徴 5 取 1 に り ば 収 小 Ĺ L 政 政 作 げ なが 府 府 農 る手 は は 民 ら、 あ 救 先 度 < 済 とな 所 売 ま を 有 渡 で L つ 権 せ ŧ たことも、 て ば  $\mathcal{O}$ 自 移 後 作 1 る 転 は 農 野 登 ようだ 地 記 لح を 小 もせず な 農 作 が、 れ 民 農 Ш に 民 放 と 同 維 を 置 な 法 持 自 することは 第 れ さ 作 式 せ + 農 六 に る たら 条 放 た に 任 め L 基 に 自 し、 め き売 作 は るべ 農 は 特 地 渡 な 段 き 維 し、 は  $\mathcal{O}$ 持 だ 熱 政 府 す に L 意 誠 で き  $\mathcal{O}$ を に当 親 に は 持 冷 政 た 心 で 淡 時 府 な で け あ 売 自 渡 れ あ 6 0

三 ると は 定 自 *(* ) 作 完 に わざるをえ 基 農 全 創 な 1 る 7 設 該 特 所 農 別 有 ない。 措 地 権 置  $\mathcal{O}$ を 法 所 取 政 第 有 得 府 + 権 す はこ 六 は る 条 れ そ に 相 を正当であると思料するか、 基  $\mathcal{O}$ 手 き 通 方 売 知 が 書 渡 売 通 に 渡 知 記 代 書 載 金 さ を を 相 れ 納 た 手 入 売 方 L 渡 12 た 交  $\mathcal{O}$ 承 以 付 時 n 上 期 す た は 12 れ V 行 相 ば 政 手 処 方 同 分 法 12 だ 第 移 か <u>二</u> 十 転 5 لح 条 1 相 0 手  $\mathcal{O}$ 

て、 方 規 自 由 に 取 消 すことは 出来ない と信ずるが、 政府 は 行政 処分だ か 。 ら , , つで も取消 L うると解

する

か。

兀 自 作 農 創 設 特 别 措 置 法 第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 き 正 規  $\mathcal{O}$ 手 続 を 経 7 売 渡 L た 農 地 を 同 法 廃 止 後

 $\mathcal{O}$ 

今 日 同 法 第 五. 条 1 八 収 穫 著 し < 不 定 なることを П 実 に 売 渡 L を 取 消 すごとき は 許 す べ か 5

ざる 専 横  $\mathcal{O}$ 措 置 と信ずる。 政 府 はかくのごとき 理 由 を ŧ つ て 売 渡 しを一 方 的 に 取 消 L え 5 れ

. る

ものと解するか、承りたい。

五. 自 作 農 創 設 特 別 措 置 法 第 五 条 ノ八 は 新 開 墾 地 焼 畑、 切 替 畑  $\mathcal{O}$ よう な、 又 は 地 割 慣 行  $\mathcal{O}$ 農

地、 鉱 Щ 又 は 炭 坑 附 近  $\mathcal{O}$ 農 地 で 陥 没  $\mathcal{O}$ 虞 れ  $\mathcal{O}$ あ る 農 地 等 収 穫  $\mathcal{O}$ 著 L < 不 定 な 農 地 を 指 す 0 で、

+ 年 余 り 年 t 収 穫 が 無 1 年 は な く 従 0 て + 年 余 り 年 と *\* \ えども 小 作 料  $\mathcal{O}$ 減 額 ŧ 免 除 t な

< 年 々 小 作 料 を 完 納 L た よう な 土 地 は 同 法 第 五. 条 1 八  $\mathcal{O}$ 1 わ ゆ る  $\neg$ 収 穫 著 L < 不 定 な 農 地 に は

該 当 L な 1 と 思 う が 政 府  $\mathcal{O}$ 所 見 1 か ん。

六 都 道 府 県 知 事 が 買 収 令 書 又 は 売 渡 通 知 書 を発す る  $\mathcal{O}$ は 都 道 府 県 知 事 古 有  $\mathcal{O}$ 権 限 に 基 7 7 発

す る 0) では なく、 同 法 施 行 令第十二条 4 に 『所管大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る職 権 を 部 局  $\mathcal{O}$ 長 又は

行 都 機 道 関 府 県 に す 知 ぎな 事 に 行 1 と信 わ せることが ずず る が できる。」 政 府 は 知 事 とい  $\mathcal{O}$ カン · う 規 カコ る 定 買 にに 収、 因 原 売 す 渡 る 行 0 で、 為 は、 あ 知 < 事 ま で  $\mathcal{O}$ 固 ŧ 有 所 管 独 特 大 臣 0) 権 の代 利

と解 する か、 所管 大臣  $\mathcal{O}$ 代 行 機関と解するか、 所 見 **,** \ か ん。

ŧ

L

古

有

で 権

限

なりと解するならば、

よつて基く法

律的

根

拠を示されたい。

七 カン することが ら、 私 見 のごとく 同 法 正当な  $\mathcal{O}$ 有 知 効 事 5 期 0 ば 間  $\neg$ 中 買収 は 自 行 作 令 農 使 書 す 創 設 ることが ¬ 売 特 渡 別 通 措 知 出 置 書 法、 来 る を発することは 及び が 同 同 法 法 施 が 廃 行 令 止 所管大臣 さ  $\mathcal{O}$ 規 れ た 定 以 に の代 上 基 行行 は 因 す そ 為で、 る  $\mathcal{O}$ 権 ŧ 限 あると解  $\mathcal{O}$ で を 喪 あ 失 る

八 Ļ 八 自 に 従 作 該当するとい 農 つ て 実を設けて売渡行為を取消すことは死法を活用することで、 創 設 代 行 特 権 別 限 措 、 う へ、 を 置 有 法 理 せ が ざる 屈を附けて 廃 止され ŧ 0 と解せざるをえな てすでに六箇年 「収穫著しく不定」 を \<u>'</u> 経 過 でもないものをことさら 政 L 府 た今  $\mathcal{O}$ 所 日 見 1 法律的常識 廃 カン 止  $\lambda$ さ れ た 収 法 律 穫 反する違法 著 0) 第 L く 不 五 条

に

定だと口

は な で り、 あ る。 知 事 法 に 知 律 より 事 が が 廃 き 売 止 わ さ 渡 8 れ 通 7 知 ょ う 不 書 · 安 が を 定 代 発 に 行 す 取 れ 権 消されることとなるが、 ば 限 知 が な 事 < は な 永 ぶろう 久 無 が 限 そ に  $\lambda$ 売 な 渡 こと 行 法 律 為 廃 は を 取 止 お 後 消 か な す ま お 権 1 そ 能 な L を  $\mathcal{O}$ 有 法 に 律 農 す ることと  $\mathcal{O}$ 地 条  $\mathcal{O}$ 項 売 に 渡

な は 政 中 不 L 処 取 央 当 0 政 カ 分 府 だ 消 農 لح L を な が 思 1 か 地 求 る 自 委 ら、 か 料 め が 作 に 員 L ゆ 会 農 ることは 行 知 た Ź に 政 創 事 と そ に 設 処 き は 分 特  $\mathcal{O}$ 1 そ は 出 で 決 別 つ 0 再 来 ŧ で 措 議 決 議 置 な 取 ŧ  $\mathcal{O}$ 議 に \ \ \ 取 法 取 消 を 附 消 消 に  $\mathcal{O}$ 再 す 売 時 ょ を すことが 議 る 渡 求 期 ŋ に 農 が め は 附 と 地 不 ること 限 す が を農 つごうだとい 度 出 れ 来 出 が ば る が あ 民に売渡すことは 来 と 主 ょ る。 出 *(* ) 来 再 張 る。 知 議 うな す 事 再  $\mathcal{O}$ そ ることは 議 が 結 5 農 れ 0 果 さ ば 地 結 が え 売 委 果 違 個 員 現 渡 ŧ が 法 0 会 は 在 決 不 か 売 行 議  $\mathcal{O}$ 俗 当 な 又 政 渡 決 吏 後 は 計  $\mathcal{O}$ 処 議 ら 不 分で 箘 見 画 が ば、 当 違  $\mathcal{O}$ 月 解  $\mathcal{O}$ 決 を 法  $\mathcal{O}$ あろう。 中 場 議 経 若 ようだ。 央 合 が 渦 L 農 < 不 に L 行 は は 地 当 7

九

ょ

り

売

渡

を

取

消すことが

出

「来るか

政

府の

所見を承

ŋ

たい。

渡 か 委 員 な L 会 7 1 が + に 年 そ 法 ŧ  $\mathcal{O}$ 律 経 取 正 過 消 常 L を  $\mathcal{O}$ た 求 扱 今  $\Diamond$ 1 日 れ を ば L 売 ょ \ \ \ \ な 渡 け を 再 れ 取 ば 消 議 永 すごとき ŧ 久 求 無 8 ず、 限 同 は 中  $\mathcal{O}$ 法 央 行 農 律 動 を 地 が 正 委 採 当 員 に 会 れることに 遵 に 守 決 す 議 れ  $\mathcal{O}$ な 取 ば り、 消 箘 ŧ 求 実 月 12  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ ず、 法 期 律 間 売  $\mathcal{O}$ L

年、 政 売 府 渡 は ょ 売 り 渡 + は 年 行 を 政 経 処 過 分だ L たる今日 カュ 5 ζ, つまでも取 は、 時 期す 消が でに 出 遅 来ると解する れ た るが ゆえに か、 取 そ 消 れ は とも 出 来 法 な 律 7 لح 廃 解 止 後六 す る

か、

そ

 $\mathcal{O}$ 

所

見

を

承

り

た

\ \ \ \

t

0

て 耕

作

者

0

地

位

0

安定と農業生産力の

増進を図る』

という目的

に

· 真

向

ょ

り 反

対することに

威

信

上

容易な

5

 $\lambda$ 

事

態

になる。

+ 地 耕 位 売 作 渡 ŧ 者 安 後 定  $\mathcal{O}$ + 農 せ 年、 地 ず、  $\mathcal{O}$ 法 取 売 律 得 渡 廃 を促 さ 止 れ 後 進し、 た 六 農 年 を 地 そ 経 は 0) き 過 権 わ L 利を保護 7 8 7 t 不 取 安 消 Ļ 定 が な 出 そ 状 来  $\mathcal{O}$ 況 る 他 کے 下 土 す に 地 お れ  $\mathcal{O}$ ば 農業 か れ、 自 H. 作 現  $\mathcal{O}$ 行 農 利 農  $\mathcal{O}$ 用 維 関 地 持 係 法 ŧ,  $\mathcal{O}$ を 調 目 農 整 的 た 民 る  $\mathcal{O}$ 

な 7 寒 る 心 ば に か 堪 ŋ え で な な < 1 政 77 府 V は 7 カン は か 食 る 糧 暴 事 挙 情 を を 認 危 め た、 る , \_ , , か に 陥 そ L  $\mathcal{O}$ 入 所 れ 見 る を 結 承 果とな ŋ た 1 ŋ, 自 作 維 持 上 き わ 8

+ <del>\_\_</del> 農 地  $\mathcal{O}$ 売 渡 は 行 政 処 分で あ る カゝ 5 とい つて、 その 行 政 処 分 は 玉 民 に 対 し、 利 益 処 分 で あ

る。 従 0 7 相 手 方  $\mathcal{O}$ 権 利 利 益 を 侵 害 して は な 5 め。 ŧ L 売 渡 を取 消 すことに お 7 7 相 手 方  $\mathcal{O}$ 権

利 言 葉 利 を 益 か を え 侵 て 害 7 す う る な 場 5 合 ば、 に お 該 1 売 7 渡 は 行 為 そ を  $\mathcal{O}$ 取 権 消 利 す 利 ことを正 益 を 侵 害 当 L 化 7 す ŧ る な だ お け 取 消  $\mathcal{O}$ さな 公 益 け 上 れ  $\mathcal{O}$ 理 ば 由 な 5 が な な け 1 れ

ば な 5 な 1 取 消 を IF. 当 化 す る 公 益 上  $\mathcal{O}$ 理 由 が あ れ ば、 公 益 優 先  $\mathcal{O}$ 原 理 に ょ り 取 消 L え る か ŧ

知 れ な 1 0 し か L 単 に 収 穫 著 L く 不 定  $\mathcal{O}$ 農 地 で あ る  $\mathcal{O}$ ゆ Ź をも 0 7 売 渡 を 取 消 す こと は 売

害す 渡  $\mathcal{O}$ ることを 相 手 方 即 正 5 当 買 化するような公益 取 n た る 農 民  $\mathcal{O}$ 権 上 利 0 利 必 益 要が を 侵 あるとは 害することは 認めら もち れ な ろ 1  $\lambda$ で あ る が 権 利 利 益 を 侵

収 穫 著し く不定 な農 地 を買収 対照としないことは、 か カュ る 農 地 は 買 収 L て も農民 に売 渡 す

ことが 出来ず、 ŧ L 売 渡 しても農民 に 対 L 利 益 を与いえな V) か らで、 農 民 が 従 来 該 土 地 を十年

以 上 一も耕作 し、 年 々 相 当  $\mathcal{O}$ 小 作 料 を支払 つて ŧ な お、 利 益を あげ えた農 地ならば、 政 府 又 は 知

事 が、 ことさらに、 おせつかいにも、 その農地は『収穫著しく不定な農地だから』というような実情

にそわない断定をして取消すことは法の目的にそわず、 自作農創設特別措置法の精神をじゆう

りんする暴挙だと思われるが、政府の所見いかん。、

+ -自 作 :農 創設 特別 措 置 の第五条の八 『収穫著しく不定の農 地 とは , , かなるものを指すか、

これ を例 示 しな ん 0 必要が、 あつてか か る規定を設けたか、 その真意を承 りたい。

右質問する。